○厚生労働省告示第四百九十四号

粉じん障害防止規則（昭和五十四年労働省令第十八号）第二十六条第三項、労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規則（昭和四十八年労働省令第三号）第二条第七号並びに労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）別表第九第八十九条の二第一号に掲げる仕事及び第九十条第一号に掲げる仕事のうち建設の仕事（ダムの建設の仕事を除く。）の項第一号ロ及び第八十九条の二第二号から第六号までに掲げる仕事及び第九十条第一号から第五号までに掲げる仕事（同条第一号に掲げる仕事にあつてはダムの建設の仕事に、同条第二号、第三号の二及び第三号に掲げる仕事にあつては建設の仕事に限る。）の項第一号ハの規定により、次のように労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号）第十九条の二十四の六第一項の登録較正機関、同令第二十五条の八第一項の登録コンサルタント講習機関及び同令第五十七条第一項の登録計画作成参画者研修機関を登録したので、同令第十九条の二十四の十六、第二十五条の十九及び第六十七条の規定に基づき告示する。

平成二十一年十二月十四日　厚生労働大臣　長妻　昭

一　労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第十九条の二十四の六第一項の登録較正機関

氏名又は名称	住所	法人代表者名	事務所の名称	事務所の所在地	登録年月日
社団法人日本作業環境測定協会	東京都港区芝四丁目四番五号	大下滋	社団法人日本作業環境測定協会精度管理センター	東京都墨田区両国四丁目三十八番三号	平成二十一年十月十五日

二　労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第二十五条の八第一項の登録コンサルタント講習機関

氏名又は名称	住所	法人代表者名	事務所の名称	事務所の所在地	行うことができるコンサルタント講習	登録年月日
中央労働災害防止協会	東京都港区芝五丁目三十五番一号	御手洗　冨士夫	中央労働災害防止協会	東京都港区芝五丁目三十五番一号	労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規則第二条第七号の安全に関する講習	平成二十一年十月一日

三　労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第五十七条第一項の登録計画作成参画者研修機関

氏名又は名称	住所	法人代表者名	事務所の名称	事務所の所在地	行うことができる計画作成参画者研修	登録年月日
建設業労働災害防止協会	東京都港区芝五丁目三十五番一号	銭高　善雄	建設業労働災害防止協会安全衛生教育センター	千葉県佐倉市飯野八百五十二	労働安全衛生規則別表第九第八十九条の二第一号に掲げる仕事及び第九十条第一号に掲げる仕事のうち建設の仕事（ダムの建設の仕事を除く。）の項第一号ロ及び第八十九条の二第二号から第六号までに掲げる仕事及び第九十条第一号から第五号までに掲げる仕事（同条第一号に掲げる仕事にあつてはダムの建設の仕事に、同条第二号、第三号の二及び第三号に掲げる仕事にあつては建設の仕事に限る。）の項第一号ハの研修	平成二十一年九月三十日

○農林水産省告示第千七百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十二月十四日　農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　秋田県由利本荘市中田代字本板井沢六一の四

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を秋田県庁及び由利本荘市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十二月十四日　農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　秋田県能代市母体字水ノ口六三、七〇、七九

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を秋田県庁及び能代市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十二月十四日　農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　静岡県浜松市天竜区小川字川ノ沢四四七、字ヤナギ沢戸四七〇の一、字大ウロ五七七、五七八の三、五七八の一、字ロツヒ子五八一、字新道五九四、字サルウツリ五九六の一、五九六の三、五九七、天竜区春野町堀之内字城山一八八一、一九四八、一九四九、字萩立一九五三、一九五四の一から一九五四の三まで、一九五五の二、一九五八、字杤洞一九五九、一九六一から一九六四まで、字向山一九六五の二、天竜区春野町田河内字タル山四九五、天竜区春野町豊岡字初沢二〇の一、二〇の七から二〇の一二まで、天竜区横川字モント淵二二五七、二二五八、字井戸久保二二六五、二二六六

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を静岡県庁及び浜松市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十二月十四日　農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　静岡県磐田市上野部字神田二四〇三の一、二四〇三の三、二四〇五、虫生字山ノ神谷一九〇、一九一の一、一九三の一から一九三の三まで、一九四の二、一九四の三、一九五、二〇五、二〇七の一、二〇七の二、二〇八、二一〇の一の二、二一三、社山字洞ノ谷二七四の一、四七三の一から四七三の三まで、